

「外国の法人税等の額の控除に関する明細書(その2)」(第6号様式別表4) 記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、第6号様式別表3の2に併せて提出してください。

2 各欄の記載のしかた

- (1) この明細書の各欄に記載すべき金額はおおむね法人税の明細書別表六(三)の各欄に記載すべき金額に一致しますから、法人税の明細書別表六(三)に記載したところに準じて記載してください。
- (2) 次の各欄においては、次の法人の区分に応じた金額を記載してください。

「道府県民税の控除限度額 ②」欄

法人の区分		記載すべき金額
控除限度額の計算方法	法人の種類	
政令第9条の7第4項 本文	特別区のみ に事務所等を有する法人	①×17.3%
	その他の法人	①×5%
政令第9条の7第4項 ただし書	特別区のみ に事務所等を有する法人	①×(申告書で適用した都民税法人税割の税率)
	2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人	第6号様式別表4の2「⑦」欄の金額
	特別区と都内の市町村の双方に事務所等を有する法人	
	その他の法人	①×(申告書で適用した道府県民税法人税割の税率)

「市町村民税の控除限度額 ③」欄

法人の区分		記載すべき金額
控除限度額の計算方法	法人の種類	
政令第48条の13第5項 本文	特別区のみ に事務所等を有する法人	この欄の記載は不要です。
	その他の法人	①×12.3%
政令第48条の13第5項 ただし書	特別区のみ に事務所等を有する法人	この欄の記載は不要です。
	2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人	第20号様式別表4の2「⑦」欄の金額
	特別区と都内の市町村の双方に事務所等を有する法人	
	その他の法人	①×(申告書で適用した市町村民税法人税割の税率)

「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」欄

「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄、「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、下の表に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。

	「控除余裕額」欄の 「前期からの繰越額」の欄	「控除限度額を超える外国税額」欄の 「前期からの繰越額」の欄
この明細書を提出する法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人、被事後設立法人とする適格組織再編成を行った場合	政令第9条の7第6項の規定の適用があるときの当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の2の⑩の欄の金額	政令第9条の7第6項の規定の適用があるときの当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の2の⑭の欄の金額
この明細書を提出する法人を分割法人、現物出資法人又は事後設立法人とする適格組織再編成を行った場合	政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の3の⑤の欄の金額	政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の3の⑩の欄の金額